

韓国農林畜産食品部プレスリリース 2019年12月8日付

12月9日から未登録畜産車両全国一斉取り締まり実施

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE8JTJGYmJzJTJGbnWFmcmElMkY2OCUyRjMyMjIxMiUyRmFydGNsVmllcy5kbyUzRmJic0NsU2VxJTNEJTI2aXNWaWV3TWluZSUzRGZhbHNIJTl2cmdzRW5kZGVtdHllM0QlMjZwYWdlJTNEMSUyNmJic09wZW5XcmRTZXE1M0QlMjZyZ3NCZ25kZVN0ciUzRCUyNnNyY2hXcmQlM0QlMjZwYXNzd29yZCUzRCUyNnNyY2hDb2x1bW4lM0QlMjZyb3clM0QxMCUyNg%3D%3D>

農林畜産食品部（長官キム・ヒョンス）は12月9日から12月20日までの2週間、畜産車両登録制の遵守確認のために全国一斉取り締まりを実施する。

畜産車両登録制は家畜運搬車や飼料運搬車等畜産車両を市・郡に登録し、GPS搭載を義務付けることによって、畜産施設アクセス情報を管理する制度で、鳥インフルエンザ、ASF等家畜疾病の予防や疫学調査等に利用される。

農食品部は取り締まりの実効性を確保するため、畜産車両の出入りが頻繁な屠畜場や拠点消毒設備等を中心に取り締まりを実施する方針である。

取り締まりの内容は、畜産関係施設を出入りする畜産車両に登録しているか、GPS搭載しているか、GPSが正常に動作しているか等である。

*畜産車両未登録またはGPS未搭載：1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金

GPS正常稼働のための措置未履行：1千万ウォン以下の過料

農食品部関係者は「今回の全国一斉取り締まりを通じ、未登録のまま畜産車両が畜産施設を訪問する等防疫の死角がないよう最善を尽くしたい」と述べた。

併せて、畜産農家や屠畜場・飼料工場等畜産関係施設では、当該施設に出入りする車両の登録の有無を必ず確認し、未登録の車両の出入りを制限する等、制度移行に積極的に協力するよう要請した。